

令和 6 年 度

# 八代市議会総務委員会記録

---

## 審 査 ・ 調 査 案 件

- |                     |    |
|---------------------|----|
| 1. 12月定例会付託案件 ..... | 2  |
| 1. 所管事務調査 .....     | 19 |

---

令和 6 年 12 月 12 日（木曜日）

## 総務委員会会議録

令和6年12月12日 木曜日

午前10時00分開議

午後 0時19分開議（実時間129分）

### ○本日の会議に付した案件

1. 議案第133号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第11号（関係分）
1. 議案第157号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第12号（関係分）
1. 議案第140号・専決処分の報告及びその承認について（令和6年度八代市一般会計補正予算・第10号（関係分））
1. 議案第141号・熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
1. 議案第152号・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
1. 議案第153号・八代市犯罪被害者等支援条例の制定について
1. 議案第165号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正について
1. 議案第166号・八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
1. 所管事務調査
  - ・行財政の運営に関する諸問題の調査
  - ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査（令和7年度当初予算編成方針について）  
（第2次八代市協働のまちづくり推進計画（案）について）  
（八代市市民課窓口業務の民間委託について）

### ○本日の会議に出席した者

委員長 中村和美君

副委員長 谷川登君  
委員 太田広則君  
委員 高山正夫君  
委員 野崎伸也君  
委員 百田隆君  
委員 山本敬晃君

※欠席委員 君

### ○委員外議員出席者中発言の許可を得た者 君

### ○説明員等委員（議）員外出席者

財務部長 松川由美君  
財務部次長 加来康弘君  
理事兼財政課長 吉永千寿君  
財産経営課長 塩塚将朗君  
総務企画部  
デジタル推進課長 上野信君  
文書統計課長 福田裕之君  
市長公室  
人事課長補佐 西村裕昭君  
市民環境部  
市民環境部次長兼  
人権政策課長 吉井光博君  
（人権啓発センター所長兼務）  
市民活動政策課長 長船征洋君  
（消費生活センター所長兼務）  
市民課長 相澤誠君

### ○記録担当書記 小谷匠君

（午前10時00分 開会）

○委員長（中村和美君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）それでは、定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付

してあります付託表のとおりであります。なお、令和2年7月豪雨並びに企業誘致用地及び新八代駅周辺整備に関連する予算、事件、条例案等につきましては、特別委員会に付託となりますので、御承知おき願います。

◎議案第133号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第11号（関係分）

○委員長（中村和美君） 最初に予算議案の審査に入ります。

まず、議案第133号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第11号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳入等及び歳出の第2款・総務費、第11款・公債費について、財務部から説明願います。

○財務部長（松川由美君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財務部でございます。本日はよろしくお願いたします。

それでは、まず、ただいま御案内のありました予算議案、議案第133号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第11号中、総務委員会関係分について、財務部、加来次長が説明いたしますので、御審議方よろしくお願いたします。

また、その後、引き続き、議案第157号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第12号について、御審議いただくことになりますけれども、本議案につきましては、総務委員会関係分として、第1款・議会費につきましても、併せて財務部次長が説明いたしますので、どうぞよろしくお願いたします。

○財務部次長（加来康弘君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財務部の加来でございます。よろしくお願いたします。失礼しまして、着座にて説明させていただきます。

議案第133号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第11号をお願いいたします。

1ページをお願いします。

まず、第1条、歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ5億7980万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ720億1360万円としております。

第2条で繰越明許費の補正を、第3条で債務負担行為の補正を、第4条で地方債の補正をお願いしておりますが、内容につきましては、4ページ以降の表で説明いたします。

それでは、4ページをお願いいたします。

まず、第2表、繰越明許費補正でございます。これは、本年度内の完了が見込めない事業について、繰越明許費の設定を行っております。

表の上段から、款4・衛生費、項2・生活環境費の清掃センター解体事業7億6209万8000円は、本補正予算成立後に契約変更を行いますが、ヒ素検出に伴う土壌撤去と処分場までの運搬作業に3か月程度必要であり、工期を延長するため、年度内の完了が見込めないことから繰り越すものでございます。

次の款5・農林水産業費、項1・農業費のうち、非補助土地改良融資事業770万円は、仮設道路設置用に借地予定の農地で農作業の遅れが生じ、借用時期がずれ込んだことにより、次の市内一円土地改良整備事業240万円は、碓江地区の用水機場の更新で、半導体のほか樹脂、金属等の資材の供給不足により、ポンプ操作制御盤の納期遅延が生じたことにより、次の農業水路等長寿命化・防災減災事業6160万円は、令和6年7月5日の事業承認後の工事発注で、十分な工期の確保ができないことにより、次の土地改良施設突発事故復旧事業2億7800万円は、令和6年10月8日の事業承認後の工事発注で、受注生産の部品もあり十分な工期の確保ができないことにより、それぞれ年

度内完了が困難なことから繰り越すものでございます。

次の款 7・土木費、項 2・道路橋梁費のうち、道路維持事業 2 1 1 3 万 6 0 0 0 円は、前川右岸堤防線に係るもので、県の事業計画変更に合わせて整備路線を調整したことにより、次の市内一円道路改良事業 2 億 7 9 4 7 万円は、竜西幹 2 号線など 1 1 路線に係るもので、国や県の計画変更や隣接農地の農繁期との調整、あるいは、地権者との交渉難航などによる着手時期の遅れなどにより、次の橋梁長寿命化修繕事業 8 7 6 8 万円は、内田旧県道線 2 号橋など 1 2 橋に係るもので、出水期を避けて工事着手時期を調整したことで、工期の確保が困難となり、年度内完了が困難になったことから、それぞれ繰り越すものでございます。

5 ページをお願いします。

項 3・河川費のうち、土砂災害危険住宅移転促進事業 2 2 0 万 7 0 0 0 円は、移転先の 1 年間の家賃補助で、家賃支払いが完了する令和 7 年度の支払いとなることにより、次の輪中堤内水対策整備事業（豪雨災害）9 4 4 万 9 0 0 0 円は、国が整備する袈裟堂川排水機場の詳細設計が完了していないことにより、年度内完了が困難となったことから、それぞれ繰り越すものでございます。

次の項 5・都市計画費のうち、都市計画法関係事務事業 1 6 4 8 万 9 0 0 0 円は、用途地域見直しの検討の中で、将来交通量など広域調整や、地区計画の検討に不測の日程を要したことにより、西片西宮線道路整備事業 9 3 9 4 万 8 0 0 0 円は、建物移転に遅れが生じたことに伴い、埋蔵文化財調査等の着手が遅れたことにより、八千把地区土地区画整理事業 8 7 2 0 万円は、道路築造工事が下水道工事と同時施工の箇所は、下水道工事完了後の着手となることにより、それぞれ、年度内完了が困難なことから繰り越すものでございます。

次の款 1 0・災害復旧費、項 1・農林水産業施設災害復旧費のうち、林道施設災害復旧事業 8 4 8 3 万 1 0 0 0 円は、林道菊池人吉線など 2 路線に係るもので、市で施工中の他の災害復旧工事の完了予定が令和 7 年 3 月となり、その後の着工予定であることや、本補正予算成立後に着手する必要があることなどにより、次の林道施設災害復旧事業（豪雨災害）2 億 8 0 0 0 万円は、林道瀬戸石線 3 号など 8 路線に係るもので、国・県との計画協議に不測の日数を要したほか、入札不調による発注の遅れなどにより、年度内の完了が困難なことから、それぞれ繰り越すものでございます。

次の項 2・公共土木施設災害復旧費の道路橋梁施設災害復旧事業 3 4 2 6 万円は、南川内線など 2 路線に係るもので、災害査定後に発注する必要があることや、本補正予算成立後に着手する必要があることにより、年度内の完了が困難なことから、それぞれ繰り越すものでございます。

6 ページをお願いします。

第 3 表、債務負担行為補正でございますが、1、追加で、1 項目めから下から 2 つ目までの 8 件につきましては、指定管理者への委託を行うもので、1 項目めの八代市泉地域福祉センター等福祉施設管理運営委託は、委託先が社会福祉法人八代市社会福祉協議会で、期間を令和 6 年度から令和 9 年度まで、限度額を 9 3 8 0 万 7 0 0 0 円としております。

次のやつしろハーモニーホール管理運営委託は、委託先が一般社団法人八代弘済会で、令和 6 年度から令和 1 1 年度まで、限度額を 1 億 2 5 6 0 万円としております。

次の八代市こいこい広場管理運営委託は、委託先がまちなか活性化協議会で、令和 6 年度から令和 9 年度まで、限度額を 2 4 万 6 0 0 0 円としております。

次の八代市日奈久温泉施設管理運営委託は、

委託先が一般社団法人八代弘済会で、令和6年度から令和9年度まで、限度額を7176万円としております。

次の八代市日奈久観光交流施設管理運営委託は、委託先が一般社団法人DMOやつしろで、令和6年度から令和11年度まで、限度額を4350万円としております。

次の八代市産地形成促進施設東陽交流センター「せせらぎ」及び八代市農林産物等直売施設「菜摘館」管理運営委託は、委託先が株式会社東陽地区ふるさと公社で、令和6年度から令和9年度まで、限度額を8238万円としております。

次の八代市五家荘観光施設管理運営委託は、委託先が一般社団法人五家荘地域プロジェクトで、令和6年度から令和9年度まで、限度額を4919万8000円としております。

次の八代市立図書館管理運営委託は、委託先がTRCグループ共同企業体で、令和6年度から令和11年度まで、限度額を6億9208万円としております。

次に、ページが一番下から10ページの表の最後まで債務負担行為追加44件につきましては、年度当初から履行を開始しなければ支障を来すおそれのある事務や、来年度以降の事業工程に合わせ今年度から着手する必要がある事業について、債務負担行為の設定を行うもので、期間をおおむね令和6年度から令和7年度までとしておりますけれども、複数年の契約に係るものにつきましては、契約期間に応じた期間で設定しております。

それでは、例年がない案件の主なものを説明いたします。

7ページが一番下、泉支所移転関係備品購入経費の限度額240万円の設定は、令和7年7月の移転完了に間に合うよう設定するものでございます。

8ページに移りまして、2行目の金剛コミュ

ニティセンター建替工事基本設計・実施設計・造成設計業務委託の限度額4348万9000円の設定は、令和7年度の下半期予定の造成工事や、令和8年度から予定の建築工事に向けて準備するものでございます。

9ページに移りまして、下から2行目でございますが、学校情報教育システムリース経費（第2系統）の限度額9344万9000円の設定は、令和7年8月でシステムの更新を迎えるため、夏休み期間中に入替えができるよう準備するものでございます。

その下の学校施設トイレ改修工事の限度額8億9784万2000円の設定は、小学校7校と中学校6校の合計13校のトイレ洋式化改修で、令和7年度をもって、洋式化率を99.1%まで向上させるよう準備するものでございます。

10ページに移りまして、1行目の教師用教科書、指導書及びデジタル教科書購入経費の限度額5718万4000円の設定は、令和7年度が中学校の教科書改訂の年となるため、教師用教科書、指導書及びデジタル教科書を購入するものであり、本補正予算議決後、事務手続を進め、来る3月定例会で財産の取得について議決を得て、新年度1学期から使用できるよう準備するものでございます。

次に、11ページの債務負担行為の4件でございますが、いずれも、本市の標準準拠システムへの移行時期が令和7年9月に延期となったことに伴い、令和6年度当初予算で計上していた経費を減額補正することに併せまして債務負担行為を補正するものでございます。

1つ目の地方公共団体情報システム運用経費（令和6年度運用開始分）では、期間を1年間延長して令和7年度から令和12年度とし、補正前の限度額1億9114万7000円に850万3000円を増額し、補正後の限度額を1億9965万円に設定しております。

次からの市県民税・軽自動車税・固定資産税の納税通知書作成等業務委託では、標準化対応通知書として増額を見込んでいた分を減額しております。

次に、12ページをお願いします。

第4表、地方債補正は、変更2件でございます。1つ目の清掃センター解体事業は、補正前の6億3840万円に8750万円を追加し、補正後の限度額を7億2590万円、次の災害復旧事業は、補正前の9億5880万円に660万円を追加し、9億6540万円としております。

なお、事業の概要は、後ほど、歳入、款2・市債で説明をいたします。

続きまして、歳入の内容を説明します。

16ページをお願いします。

上段の表、款11・項1・目1・節1・地方交付税では、1億9747万4000円を追加しております、今回の補正予算の一般財源でございます。

次に、中段の表、款15・国庫支出金、項1・国庫負担金、目1・民生費国庫負担金、節2・児童福祉費負担金で、1億1895万4000円を追加しております。内訳としまして、説明欄1行目の子どものための教育・保育給付交付金1億1546万1000円は、私立保育所保育事業、施設型給付事業及び地域型保育給付事業において、運営費の積算根拠となる公定価格に改定があり、当初の見込みより増加する給付費に係る国の交付金で、交付率は2分の1でございます。次に、説明欄2行目の児童入所施設措置費負担金349万3000円は、母子生活支援施設入所措置事業において施設利用者が当初見込みより多かったことにより増加した措置費に係る国の負担金で、交付率は2分の1でございます。

次の目3・災害復旧費国庫負担金、節1・公共土木施設災害復旧費負担金で、667万円を

追加しております。これは令和6年8月の台風10号で被災した五家荘～椎葉線4か所のうち1か所分の土砂撤去費用に係る国の負担金で、交付率は10分の6.67でございます。

次に、下段の表、項2・国庫補助金、目2・民生費国庫補助金、節1・社会福祉費補助金で、障害者総合支援事業費補助金26万4000円を追加しております。これは、障害児通所サービス受給者や多子軽減受給者の受給者証が、令和7年4月から表示変更されるに伴うシステム改修経費に係る国の補助金で、補助率は2分の1でございます。

17ページをお願いします。

上段の表、款16・県支出金、項1・県負担金、目1・民生費県負担金、節2・児童福祉費負担金で3521万5000円を追加しております。内訳としまして、説明欄1行目、子どものための教育・保育給付費負担金3346万9000円は、先ほど国庫支出金で説明しました私立保育所保育事業など3事業における給付費増加分に係る県負担金で、交付率は4分の1でございます。説明欄2行目の児童入所施設措置費負担金174万6000円は、先ほど国庫支出金で説明しました母子生活支援施設入所措置事業における措置費の増加分に係る県負担金で、交付率は4分の1でございます。

次に、中段の表、項2・県補助金、目2・民生費県補助金、節2・児童福祉費補助金で、地方単独費用補助金82万6000円を追加しております。これは、先ほど国庫支出金で説明しました、施設型給付事業における措置費の増加分に係る県補助金で、補助率は2分の1でございます。

次の目3・衛生費県補助金、節1・保健衛生費補助金で、熊本県妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費補助金8万1000円を追加しております。これは、遠方の分娩施設で出産予定の妊婦に対して、当該施設まで

の移動にかかる交通費及び宿泊費に対する県の補助金で、補助率は4分の3でございます。

次の目4・農林水産業費県補助金、節1・農業費補助金で、いぐさ・昼表生産体制強化支援対策事業補助金597万3000円を追加しております。これは、農業者や農業団体等が、機械化による省力化や製品の品質向上を図り、イグサ産地の生産体制の強化に取り組むための機械導入等経費に対する県の補助金で、補助率は10分の10でございます。

次の目8・災害復旧費県補助金、節1・農林水産業施設災害復旧費補助金で、林道施設災害復旧事業費補助金695万5000円を追加しております。これは、6月から7月の梅雨前線豪雨で被災した東陽町の池ノ原走水線の復旧工事費に係る県の補助金で、補助率は10分の6.5でございます。

次に、下段の表、款20・項1・目1・節1・繰越金で、2億4286万6000円を追加しております。これは、今回の補正予算の一般財源でございます。

18ページをお願いします。

上段の表、款21・諸収入、項4・目5・節8・雑入は、1億2957万8000円を減額しております。説明欄1行目のデジタル基盤改革支援補助金1億4689万9000円の減額は、本市の標準準拠システムの移行時期の延期に伴い、令和6年度当初予算で計上していた補助金を減額するものでございます。2行目の地域介護・福祉空間整備等交付金返還金829万円は、過年度の国県支出金等の精算に伴い、超過交付分が事業者から返還されるものでございます。3行目の消防施設再建補償金903万1000円は、坂本町の宅地かさ上げに伴う消防施設の撤去に対する補償金でございます。

次に、下段の表、款22・項1・市債、目3・衛生債、節2・生活環境債で、清掃センター解体事業8750万円を追加しております。

これは、令和5年度から実施中の清掃センター解体工事において、土壌から基準を超えるヒ素が検出されたために行う土壌の撤去及び処分にかかる経費の一部に充てるもので、充当率95%の合併特例債でございます。

次の目9・災害復旧債、節1・農林水産業施設災害復旧債で、林道施設災害復旧事業330万円を追加しております。これは、先ほど県支出金で申しました、東陽町の池ノ原走水線の復旧工事に要する経費の一部に充てるもので、充当率90%の補助災害復旧事業債でございます。次の節2・公共土木施設災害復旧債で、道路橋梁施設災害復旧事業330万円を追加しております。これは、先ほど国庫支出金で申しました、五家荘～椎葉線の土砂撤去に要する経費に充てるもので、充当率100%の補助災害復旧事業債でございます。

以上が歳入の説明でございます。

続きまして、19ページをお願いします。

歳出でございます。

上段の表、款2・総務費、項1・総務管理費、目3・会計管理費は、会計管理事務事業として710万6000円を減額しております。これは、標準準拠システムの移行時期が令和7年9月に延期になったことに伴い、当初予算で計上していたシステム改修経費を減額するものでございます。

次の目6・情報推進費は、基幹システム運用事業として1億5304万7000円を減額しております。こちらも、本市の標準準拠システムの移行時期の延期に伴い、令和6年度当初予算で計上していたシステム標準化業務委託などを減額補正するものでございます。補正の内訳でございますが、まず、節12・委託料1億5620万8000円の減額の内訳は、標準準拠システム移行業務委託で1億5099万4000円の減額、ガバメントクラウドの運用管理補助委託521万4000円の減額でございま

す。次に、節13・使用料及び賃借料316万1000円の増額の内訳は、標準準拠システム使用料が1667万2000円の減額となる一方で、これまで契約していた既存システムを延長して使用するため、1983万3000円を増額しております。

次の目11・諸費の2億5115万6000円の追加は、過年度の国県支出金の精算に伴い、超過交付分を返還するものでございます。主なものは、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種関係で6425万1000円、保育分野の施設型給付費関係で4701万9000円、生活保護費関係で2706万1000円などでございます。

ページが飛びまして、24ページをお願いします。

下段の表、款11・項1・公債費、目1・元金は、長期債償還元金事業として、1億6169万4000円増額しております。これは、当初予算積算時の集計に一部、計上漏れがあり、元金が不足するため、補正するものでございます。

次の目2・利子は、長期債償還利子事業として、821万5000円減額しております。これは、当初予算積算時に見込んでいた、新たに借入する市債の利率が想定よりも低かったことなどから、利子総額が減少することとなったものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（野崎伸也君） 歳入のところで市債の関係で、清掃センター解体事業で市債95%というような話がありました。これ、合併特例債でというような、対応という話だったんですけれども、現状、その合併特例債の今の状況につ

いてお知らせいただければというふうに思うんですけれど。

○理事兼財政課長（吉永千寿君） おはようございます。財政課、吉永です。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）合併特例債の現状ということでお答えいたします。

この12月補正で8750万円追加していますけれども、これで、予算ベースも含めまして381億3000万円ぐらいの累計発行額になります。可能限度額が401億円ありましたので、95%ぐらいまで来ると。残り5%が約20億4000万円ぐらい残がある状況でございます。

以上でございます。（委員野崎伸也君「分かりました。ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） 基幹システムのやつとの関係なんですけど、こちらが、既存システムの使用料ということで、延期になった分、また払わんばいかなというような話だったと思うんですけども、これは、来年度で終わりだったですかね。延長ですか。もう1回ちょっと確認したいんですけども。

○デジタル推進課長（上野 信君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）デジタル推進課、上野でございます。

お尋ねのシステムの移行についてでございますが、標準化に移行する20業務につきましては、令和7年度中ということで、来年度に移行する予定にしております。

あと、20のうちの3業務につきましては、移行が少し難しくなっておりまして、これは、今、遅延の申出をデジタル庁にしているところでございます。

以上です。（委員野崎伸也君「分かりました。ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第133号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第11号中、当委員会関係分については、原案のとおりに決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第157号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第12号（関係分）

○委員長（中村和美君） 次に、議案第157号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第12号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳入等及び歳出の第1款・議会費、第2款・総務費について、総務部から説明願います。

○財務部次長（加来康弘君） 財務部の加来でございます。引き続きよろしく願いいたします。失礼しまして、着座にて説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○財務部次長（加来康弘君） それでは、議案第157号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第12号をお願いいたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

第1条の歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ2億4220万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ722億5580万円としております。

また、第2条で繰越明許費の補正をお願いしておりますが、内容につきましては、4ページ

をお願いいたします。

下段の表の第2表、繰越明許費補正でございます。

款7・土木費、項1・土木管理費の民間建築物耐震化促進事業は、後ほど歳入で説明しますが、民間建築物の耐震改修経費の一部を本市が補助するもので、本補正予算成立後の着手となること、年度末までに事業完了するには期間が短く、完了期限を翌年度まで延長することから、耐震診断業務委託料及び耐震工事補助金で合計427万5000円の繰越明許費を設定するものです。

それでは、まず、歳入を説明いたします。

8ページをお願いします。

上段の表、款11・項1・目1・節1・地方交付税では、2億3717万5000円を追加しておりまして、今回の補正予算の一般財源でございます。

中段の表、款15・国庫支出金、項2・国庫補助金、目4・土木費国庫補助金、節4・住宅費補助金で、175万5000円を追加しております。これは、今年1月の能登半島地震における甚大な被害状況を踏まえて熊本県が創設した戸建て木造住宅耐震改修等緊急促進事業を利用して、耐震改修等に要する経費の一部を本市が補助する民間建築物耐震化促進事業に係る国の補助金で、補助率は3分の1から2分の1でございます。

下段の表、款16・県支出金、項2・県補助金、目5・土木費県補助金、節3・住宅費補助金で、132万2000円を追加しております。これは、ただいま国庫支出金で説明しました、本市が実施する民間建築物耐震化促進事業に係る県の補助金で、補助率は4分の1から3分の1でございます。

9ページをお願いします。

上段の表、款19・繰入金、項1・基金繰入金、目12・節1・平成28年熊本地震復興基

金繰入金で、144万8000円を追加しております。こちら、ただいま説明しました民間建築物耐震化促進事業の一般財源に充てるため、平成28年熊本地震復興基金から繰り入れるものでございます。

次に、下段の表、款21・諸収入、項4・目5・節8・雑入で、50万円を追加しております。これは、地域農業の経営を承継した後継者が、経営発展に関する計画に基づき行う取組の経費の一部を補助する経営継承・発展支援事業に係る一般社団法人全国農業会議所からの補助金で、補助率は2分の1でございます。

以上が歳入の説明でございます。

続きまして、歳出でございます。

今回の補正予算の議会費及び総務費の歳出で、当委員会でお諮りしますのは、人件費の補正でございます。別に配付しております資料で、右肩に議案第157号関係資料と記載されている資料を使って説明いたします。

今回の人件費の補正は、人事院勧告に伴う給与改定分の補正と人事異動等に伴う増減分の補正を行うものでございます。なお、給与改定につきましては、給与及び期末勤勉手当ともに3年連続の引上げの実施となっております。

まず、給与表につきましては、水準を平均3.0%引き上げるものでございます。これは、若年層に重点を置いた引上げ改定となっており、この改定による引上げ対象者は、全会計で一般職1166人、会計年度任用職員536人となっております。

次に、期末勤勉手当につきましては、年間支給月数を4.50月から4.60月へプラス0.10月引き上げるものでございます。

そのほか、給与改定以外の補正の主な要因としては、人事異動等による給料、諸手当の増減による影響分、育児休業及び退職による影響分、共済組合負担金の率改定による影響分によるものでございます。

当初予算におきましては、人件費を計上するときは、当初予算編成時点の職員を基に積算しております。しかし、翌年4月1日の人事異動に伴う職員配置の変更により、給料の高い職員と給料の低い職員の入れ替わりなどがありますので、毎年度12月に人事異動等に伴う人件費の補正を行っております。

それでは、補正予算書の10ページをお願いします。

上段の表、款1・項1・目1・議会費では、議員27人、職員11人、会計年度任用職員2人分の補正として、106万5000円を減額しております。減額の理由としましては、人事異動等による減額が給与改定による増額を上回ったことが主なものでございます。

次に、下段の表ですが、ここからは総務費でございます。項1・総務管理費、目1・一般管理費では、特別職2人、一般職212人、会計年度任用職員49人分の補正として、7198万4000円を増額しております。増額の理由としましては、人事異動・給与改定による影響のほか、水防業務及び入札・契約業務での時間外勤務手当の増額、基幹システム運用業務での時間外勤務手当の補正が主なものでございます。

次の目2・文書広報費では、会計年度任用職員2人分の補正として、58万1000円を増額しております。増額の理由は、給与改定による影響でございます。

11ページをお願いします。

上段の表、1つ目の目4・財産管理費では、職員9人分、会計年度任用職員2人分の補正として、474万1000円を減額しております。減額の理由としましては、人事異動等による減額が給与改定による増額を上回ったことが主なものでございます。

次に、目5・企画費では、会計年度任用職員3人分の補正として、65万6000円を増額

しております。増額の理由は、給与改定による影響でございます。

次に、目7・交通防犯対策費では、職員3人分、会計年度任用職員2人分の補正として、418万3000円を減額しております。減額の理由としましては、人事異動等による減額が給与改定による増額を上回ったことが主なものでございます。

次に、目8・人権啓発費では、職員11人、会計年度任用職員5人分の補正として、7000円を増額しております。増額の理由としましては、給与改定による影響が主なものでございます。

次に、下段の表、項2・徴税費、目1・税務総務費では、職員72人の補正として、1758万8000円を減額しております。減額の理由は、人事異動等による減額が給与改定による増額を上回ったことが主なものでございます。

次に、目2・賦課徴収費では、会計年度任用職員8人分の補正として、167万1000円を増額しております。増額の理由は、給与改定による影響でございます。

12ページをお願いします。

上段の表、項3・目1・戸籍住民基本台帳費では、職員28人、会計年度職員26人分の補正として、356万1000円を増額しております。増額の理由としましては、給与改定による影響が主なものでございます。

次に、中段の表、項4・選挙費、目1・選挙管理委員会費では、職員6人分の補正として、777万5000円を増額しております。増額の理由としましては、人事異動等による影響が主なものでございます。

次に、下段の表、項5・統計調査費、目1・統計調査総務費では、職員4人分の補正として、363万6000円を増額しております。増額の理由としましては、人事異動等による影響が主なものでございます。

次に、目2・基幹統計費では、会計年度任用職員2人分の補正として、6万5000円を増額しております。増額の理由は、給与改定による影響でございます。

13ページをお願いします。

上段の表、項6・目1・監査委員費では、特別職1人、職員5人分の補正として、90万8000円を増額しております。増額の理由としましては、人事異動・給与改定による影響が主なものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（野崎伸也君） すいません。給与改定の件ですけれども、民間との差がというような話で引き上げますよというようなことでしたけれども、そもそもどれぐらいの差があるのかということと、今回の引上げによってその差はどれぐらい縮まるのかというのをちょっと教えてください。

○人事課長補佐（西村裕昭君） 人事課の西村と申します。よろしくお願いいたします。

委員お尋ねの給料の格差というところなんですけれども、人事院勧告でございましたものにつきましては、民間の給与が41万6561円、国家公務員の給与が40万5378円というところで、差額が1万1183円、2.76%になっております。人事院勧告に基づきまして八代市の給与を改定しますならばですね、説明にもございましたとおり、平均で3%程度改善というところで、国が示したところと同じような引上げになっているところでございます。

以上でございます。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。ありがとうございました。

あと、もう1点なんですけど、給与と期末勤勉手当のその引上げの平均額というのは幾らになるんですか。

○人事課長補佐（西村裕昭君） 平均額につきましてはですね、9600円になります。月額ですね。

以上です。

○委員（野崎伸也君） 期末のほうは、それ掛ける何とかっていうやつでよかったですか。

○人事課長補佐（西村裕昭君） 期末勤勉手当のほうで、1人平均、期末手当が1万6900円程度、勤勉手当が1万6300円程度で、合計しますと3万3200円の引上げというところになります。

以上でございます。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（高山正夫君） 今の関連なんですけど、人事院勧告が完全実施されたということで理解してよろしいんでしょうか。

○人事課長補佐（西村裕昭君） 人事院勧告どおりに引上げを行ったというところでございます。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（高山正夫君） はい。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第157号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第12号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第140号・専決処分の報告及びその承認について（令和6年度八代市一般会計補正予算・第10号（関係分））

○委員長（中村和美君） 次に、事件議案の審査に入ります。

まず、議案第140号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第10号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

それでは、歳入等について、財務部から説明願います。

○財務部長（松川由美君） それでは、御案内のありました事件議案でございます。

議案第140号・専決処分の報告及びその承認について、内容は、令和6年度八代市一般会計補正予算・第10号になりますけれども、そのうち、総務委員会関係分について、財務部、加来次長が説明いたします。よろしくお願いたします。

○財務部次長（加来康弘君） 財務部の加来でございます。引き続きよろしくお願いたします。失礼しまして、着座にて説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○財務部次長（加来康弘君） それでは、議案書の1ページをお願いします。

議案第140号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

2ページをお願いします。

専決第14号として、令和6年度八代市一般会計補正予算・第10号を専決処分したものでございます。

飛びまして、5ページをお願いします。

第1条の歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ700万円を追加し、補

正後の総額を歳入歳出それぞれ714億3380万円としております。

それでは、総務委員会付託分について、歳入のみの説明となりますが、10ページをお願いします。

2、歳入、款11・項1・目1・節1・地方交付税で700万円を追加しております。これは、9月21日から23日にかけて発生した令和6年奥能登豪雨により被災した石川県珠洲市の要請に応じ、氷川町と連携し、八代地域農業協同組合の協力を得て、置き畳を提供するための経費に充てたものでございます。この専決処分につきましては、11月に入ると、イグサ農家では定植、畳店では年末の張り替えなどで繁忙期に入り、置き畳の製造に手が回らなくなることが考えられること、また、現地が厳寒期に入る前に、できるだけ早く避難生活をされている方々にお届けする必要があることから、専決にて予算を確保し、可能な限り速やかに事業に取りかかることとしたもので、その後11月21日に現地に届けたところでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第140号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第10号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は承認されました。

執行部入替えのため小会します。

（午前10時56分 小会）

（午前10時57分 本会）

◎議案第141号・熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、議案第141号・熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とし、説明を求めます。

○財産経営課長（塩塚将朗君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財産経営課の塩塚でございます。よろしくお願いいたします。

議案第141号につきまして、失礼して着座にて御説明申し上げます。

それでは、タブレット端末の議案書11ページをお願いいたします。

議案第141号・熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について御説明いたします。

本件は、本市も構成団体となっております熊本市町村総合事務組合におきまして、共同処理をする事務の一つとなっております交通災害見舞金に関する事務から、令和7年3月31日をもって山鹿市が脱退することになっております。それに伴い、組合において共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、地方自治法第290条の規定により、構成団体の同文議決を求めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（野崎伸也君） すいません、山鹿市さんが抜けられるって話なんですけど、これ、何で山鹿市さん、抜けられるんですか。

○財産経営課長（塩塚将朗君） この事業発足時に比べましてですね、民間の保険制度が普及、充実してきているということで、各個人においてですね、保険対応を図られているという状況でございますために、当該事業を継続する必要性が希薄になったことから、交通災害事務から脱退するという判断をされていると伺っております。

以上でございます。

○委員（野崎伸也君） 八代市の場合はどうなんですか。

○財産経営課長（塩塚将朗君） 本市におきましてはですね、既に参加を脱退をしておるところでございます。（委員野崎伸也君「ああ、そうですか」と呼ぶ）

以上でございます。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第141号・熊本市市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

執行部入替えのため小会します。

（午前11時00分 小会）

---

（午前11時00分 本会）

◎議案第152号・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、条例議案の審査に入ります。

議案第152号・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

○文書統計課長（福田裕之君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）文書統計課の福田でございます。よろしくお願ひいたします。失礼して、着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○文書統計課長（福田裕之君） 議案第152号・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明いたします。

議案書は25ページから28ページにかけてでございますが、別に配付しております右肩に令和6年12月定例会総務委員会資料（文書統計課）と記載されている資料に沿って御説明いたします。

資料の上段、1制定の趣旨を御覧ください。この条例の制定の趣旨でございますが、刑法等の一部を改正する法律により、自由刑のうち懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が新たに創設されることに伴い、関係する本市の条例11本について、法に準じて規定を整理するものでございます。

枠囲みしておりますイメージ図により、改正された刑罰の概要について簡単に御説明いたします。

刑法の改正により、左側の青い文字でお示ししております、刑務作業が義務である懲役と、刑務作業の義務がない禁錮が廃止され、右側に赤い文字でお示しをしております拘禁刑が創設されます。

この新たな刑罰である拘禁刑とは、刑務作業と指導の組合せにより、受刑者の改善更生及び再犯防止を図るため、個々の受刑者の特性に応じ、柔軟な処遇を可能とする刑罰でございます。

提案をしております条例の具体的な内容でございますが、資料中ほど、2制定の内容を御覧ください。

御説明しましたように、刑法改正により刑罰の種類の改正が行われましたことから、(1)一部改正する条例に記載しております11本の条例に含まれる懲役・禁錮の字句を拘禁刑に改めるものでございます。

また、(2)経過措置につきましては、刑法改正と同様の経過措置を設けるもので、その内容は主に2点ございます。

1点目は、条例改正に罰則の適用などに関するもので、刑法改正の施行期日である令和7年6月1日より前にした行為については、改正前の刑法の規定である懲役または禁錮を適用する旨の規定を設けるものです。

2点目は、欠格条項などの人の資格の制限に関するもので、刑法改正の施行期日である令和7年6月1日より前に懲役または禁錮に処せられた者は、拘禁刑に処せられた者とみなし、改正前と同様に資格制限の対象とする旨の規定を設けるものです。

なお、条例そのものの内容に変更はございません。

施行期日につきましては、刑法等の一部を改正する法律の施行期日と同日の令和7年6月1日としております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（中村和美君）** それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（中村和美君）** 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（中村和美君）** なければ、これより採決いたします。

議案第152号・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

**○委員長（中村和美君）** 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため小会します。

（午前11時04分 小会）

---

（午前11時05分 本会）

**◎議案第153号・八代市犯罪被害者等支援条例の制定について**

**○委員長（中村和美君）** 本会に戻します。

次に、議案第153号・八代市犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

**○市民環境部次長兼人権政策課長（人権啓発センター所長兼務）（吉井光博君）** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民環境部の吉井でございます。よろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第153号・八代市犯罪被害者等支援条例の制定について御説明をさせていただきます。

議案書は29ページからになります。内容の説明につきましては、配付しております資料、右肩に人権政策課とあります資料をもちまして、説明をさせていただきます。

まず、制定の背景と趣旨でございます。平成17年に犯罪被害者等基本法が施行され、犯罪

被害者等の視点に立って施策が講じられてまいりました。基本法に基づき、これまで第1次から4次にわたる犯罪被害者等基本計画が国において策定され、これらの計画の下で、犯罪被害者等のための施策は大きく進展しました。しかしながら、今もなお犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害と同時に心身の不調や経済的損失に加え、周囲の憶測による誹謗中傷など二次被害にも苦しめられるなど、多くの問題を抱えており、犯罪被害者等が一日も早く被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活ができるようにするためには、国、地方公共団体、関係機関が連携・協力し、取組の一層の強化が必要となっております。本市においても、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等の支援を総合的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現するために今回条例を提案するものでございます。

続きまして、条例の内容について御説明いたします。第1条から第15条まであります。

議案書の30ページをお願いいたします。

まず、第1条の目的としましては、犯罪被害者等の支援を総合的に推進することにより、権利利益の保護を図り、市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現することとしております。

第2条の定義といたしまして、犯罪等や犯罪被害者等、その他民間支援団体・二次被害などの用語の意義を定めております。

第3条の基本理念としましては、個人の尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有すること、犯罪被害者等の支援は、再び平穏な生活を営むことができるようになるまで途切れなく受けることができるように行わなければならないなど、4つの基本理念について定めておりま

す。

第4条の市の責務としましては、犯罪被害者等基本法第5条地方公共団体の責務に基づき、前条の基本理念にのっとり施策を策定し、総合的に実施することを定めております。

第5条の市民等の責務としましては、犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次被害を生じさせることがないよう配慮し、施策に協力するよう努めることについて定めております。

第6条は連携協力について定めております。犯罪被害者の支援のための施策が円滑に実施されるよう八代警察署や公益社団法人くまもと被害者支援センターなど関係機関との連携を図ります。

第7条は相談及び情報の提供について定めております。本市で行っている市民相談や人権相談。また、第6条にもありますとおり、警察や公益社団法人くまもと被害者支援センターなど関係機関と連携し、相談に応じるとともに犯罪被害者等が望まれる情報の提供や助言を行います。

第8条は経済的負担の軽減について定めております。犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、国、県、市で実施される経済的な助成に関する情報提供や助言を行います。

第9条は保健医療サービス及び福祉サービスの提供について定めております。犯罪被害者等は、犯罪により心身に深刻な影響を受け、日常生活が困難になることがございます。この状況に応じて適切なサービスが提供されるよう情報提供や利用の支援を行います。

第10条は居住の安定について定めております。自宅で被害に遭った場合や住所を知られて二次被害や再被害を受けるおそれがある場合など、従前の住居に居住することが困難になり転居を余儀なくされる場合があります。その際

に、居住に関する支援制度等について情報の提供を行うなど支援を行います。

第11条は未成年者への配慮について定めています。犯罪被害者等が未成年者であるときは、その者の年齢及び発達程度に応じて十分な配慮を行うものとし、プライバシーの配慮は当然ながら、ヤングテレホンやつしろなど相談窓口や小中学校に通学している犯罪被害者等の場合は、教育部局と連携し支援を行います。

第12条は市民等の理解の増進について定めています。第5条で市民等の責務を定めておりますが、犯罪被害者等の支援の必要性について市民等の理解を深め、並びに二次被害の防止を図るため、広報活動、啓発活動、その他の必要な活動を行います。

第13条は民間支援団体の活動の促進について定めています。市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に係る情報の提供、その他必要な施策を講じ民間支援団体の活動の促進を図ってまいります。

第14条は意見の反映について定めています。犯罪被害者等の意見や犯罪被害者支援センターを通じて犯罪被害者等の意見を把握し、これを犯罪被害者等の支援のための施策に反映するよう努めるものとしております。

第15条は委任について定めています。この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関する必要な事項は、市長が別に定めることとしております。

最後に附則といたしまして、施行日の期日を定めています。公布の日としております。

説明につきましては以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で質疑を終了し

ます。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第153号・八代市犯罪被害者等支援条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため小会します。

（午前11時14分 小会）

---

（午前11時15分 本会）

◎議案第165号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正について

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、議案第165号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○人事課長補佐（西村裕昭君） 人事課、西村でございます。

議案第165号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正について御説明させていただきます。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○人事課長補佐（西村裕昭君） 議案書は5ページでございます。説明は、右肩に議案第165号関係資料と記載されている資料を使って説明させていただきます。

それでは、資料の1ページをお願いいたします。

まず、改正の趣旨でございますが、人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与改定に準じまして、市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の期末手当の支給月数を改定するために

必要な条例の改正を行うものでございます。

次に、改正の概要を説明させていただきます。期末手当の年間支給月数を現行の3.40月分から3.45月分へ0.05月分引き上げるものでございます。引上げは、令和6年度におきましては、今年12月に支給する予定の期末手当から行い、支給月数は1.70月から1.75月と、改正条例の第1条において規定しております。令和7年度以降におきましては、国に準じて6月と12月が均等になるよう支給月数を1.725月とし、改正条例の第2条に規定をしております。

次に、施行期日でございますが、施行期日は2段階に設定されております。まず、第1条に規定しております令和6年度の12月に支給する期末手当につきましては、公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用することとしております。また、第2条に規定しております令和7年度以降に支給する期末手当につきましては、令和7年4月1日からの施行としております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第165号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本

案は原案のとおり可決されました。

#### ○議案第166号・八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

○委員長（中村和美君） 次に、議案第166号・八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○人事課長補佐（西村裕昭君） それでは、引き続き、議案第166号・八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について御説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○人事課長補佐（西村裕昭君） 議案書は7ページでございます。説明は、右肩に議案第166号関係資料と記載されている資料を使って説明させていただきます。

それでは、資料の1ページをお願いいたします。

まず、改正の趣旨でございますが、人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員等の給料月額及び期末勤勉手当の支給月数を改定するために必要な条例の改正を行うものでございます。

次に、改正の概要を説明させていただきます。まず、（1）八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。これにつきましては、①給料表の改定につきましては、国家公務員に適用される給料表の改定に準じて改正するもので、初任給をはじめ若年層に重点を置いて給料表全体を引き上げるものでございます。平均3.0%の引上げで、対象職員は1166名となります。施行期日につきましては、公布の日から施行し、令和6年4月1日に遡って適用することとしております。

②初任給調整手当の改定につきましては、医療職給料表の適用を受ける医師に対する初任給

調整手当を引き上げるもので、現在対象職員はいませんが、国に準じて改正するものでございます。施行期日につきましては、公布の日から施行し、令和6年4月1日に遡って適用することとしております。

③期末勤勉手当の改定につきましては、一般職員と特定幹部職員の期末勤勉手当の年間支給月数を現行の4.50月分から4.60月分へ0.10月分引き上げるものでございます。なお、再任用職員につきましては、期末勤勉手当の年間支給月数を現行の2.35月分から2.40月分へ0.05月分引き上げるものでございます。引上げは、令和6年度におきましては、今月12月に支給する予定の期末勤勉手当から行い、支給月数は、一般職員では期末手当が1.225月から1.275月、勤勉手当が1.025月から1.075月、特定幹部職員では期末手当が1.025月から1.075月、勤勉手当が1.225月から1.275月、再任用職員では期末手当が0.6875月から0.7125月、勤勉手当が0.4875月から0.5125月と、改正条例の第1条において規定をしております。

令和7年度以降におきましては、国に準じて6月と12月が均等になるよう支給月数を、一般職員では期末手当は1.25月、勤勉手当は1.05月、特定幹部職員では期末手当は1.05月、勤勉手当は1.25月、再任用職員では期末手当は0.70月、勤勉手当は0.5月と、改正条例の第2条に規定をしております。

施行期日につきましては、2段階に設定されておりまして、まず、令和6年度の12月に支給する期末勤勉手当につきましては、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用としております。また、令和7年度以降に支給する期末勤勉手当につきましては、令和7年4月1日からの施行としております。

資料の2ページをお願いいたします。

次に、(2)の八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてでございますが、①特定任期付職員に適用される給料表の改定につきましては、一般職との均衡を基本に改定するもので、平均改定率3.0%の引上げで、対象職員は1名となります。施行期日につきましては、一般職の職員と同様に公布の日から施行し、令和6年4月1日に遡って適用することとしております。

②特定任期付職員に係る期末手当の改定につきましては、特定任期付職員の期末手当の年間支給月数を3.40月分から3.45月分へ0.05月分引き上げるものでございます。引上げは、令和6年度におきましては、今月12月に支給する予定の期末手当から行い、支給月数は1.70月から1.75月と、改正条例の第3条において規定をしております。

令和7年度以降におきましては、国に準じて6月と12月が均等になるよう支給月数を1.725月とし、改正条例の第4条にて規定しております。施行期日につきましては、一般職の職員と同様に2段階に設定されておりまして、令和6年度の12月に支給する期末手当につきましては、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用。令和7年度以降に支給する期末手当につきましては、令和7年4月1日からの施行としております。

次に、(3)八代市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正についてでございますが、①給料表の改定につきましては、会計年度任用職員の給料表を一般職の職員と均衡を基本に引き上げるもので、対象職員は536名となります。施行期日につきましては、公布の日から施行し、令和6年4月1日に遡って適用することとしております。

②期末勤勉手当の改定につきましては、会計年度任用職員の年間支給月数を現行の4.50月分から4.60月分へ0.1月分引き上げるも

のでございます。期末手当は2.45月分から2.50月分へ、勤勉手当は2.05月から2.10月分へ、0.1月分引き上げるものでございます。引上げは、令和6年度におきましては、今月12月に支給する予定の期末勤勉手当から行い、支給月数は、期末手当が1.225月から1.275月、勤勉手当が1.025月から1.075月と改正条例の第5条において規定をしております。

令和7年度以降におきましては、国に準じて、6月と12月が均等になるよう支給月数を期末手当は1.25、勤勉手当は1.05月と、改正条例の第6条に規定しております。施行期日につきましては、一般職の職員と同様に2段階に設定されておきまして、令和6年度の12月に支給する期末勤勉手当につきましては、公布の日から施行し、令和6年4月1日からの適用、令和7年度以降に支給する期末勤勉手当につきましては、令和7年4月1日からの施行としております。

以上、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第166号・八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

小会します。

（午前11時28分 小会）

---

（午前11時29分 本会）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、本委員会に付託となっている請願、陳情はありませんが、郵送等にて届いております要望書等につきまして、タブレット端末にて御確認願います。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

小会します。

（午前11時29分 小会）

---

（午前11時30分 本会）

◎所管事務調査

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査
- ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

執行部より、行財政の運営に関する諸問題の調査に関連して3件、発言の申出があつておりますので、これを許します。

- 
- ・行財政の運営に関する諸問題の調査

（令和7年度当初予算編成方針について）

○委員長（中村和美君） それでは、まず、令和7年度当初予算編成方針について、説明願います。

○理事兼財政課長（吉永千寿君） おはようご

ざいます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財政課の吉永でございます。

それでは、令和7年度の当初予算編成方針のほうを策定いたしましたので、その概要について御説明をさせていただきます。失礼して、着座にて説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○理事兼財政課長（吉永千寿君） 資料のほうは、総務委員会所管事務調査予算編成方針のファイルになります。こちらのファイルは、A4横のタイプで、表紙を含め3ページの構成となっております。

それでは、2ページのほうをお願いいたします。

こちらは令和6年10月15日付で、市長から各職員に対しまして、令和7年度予算編成に向けて、基本的な考え方を示したものでございます。

その内容でございますが、まず前段で県内と本市の情勢を述べております。

まず、県内ですけれども、TSMCの進出により、半導体関連や物流関連企業の集積が進む中、県南地域の発展振興のため、本市内陸部に約25ヘクタールの県営工業団地の整備が予定されていること。また、本市では、国際クルーズ船の寄港増加によるインバウンドは拡大してきており、令和6年においては2億円以上の経済効果が見込まれていること。加えまして、アジア最大の物流不動産企業との連携を契機として、民間投資の誘発や物流の販路拡大に向けた取組を進めるとともに、TSMCの本社が所在する台湾新竹市との友好交流協定の締結により、両市の経済発展と貿易振興につながることを期待されているということ。このような情勢の変化を本市発展への好機と捉えまして、これらの効果を最大限に得るための方策を検討していく必要性を述べております。

中段以降につきましては、本市としての、令

和2年7月豪雨からの坂本町の創造的復興をはじめとした重要となる各種施策に積極的に取り組んでいかなければならないことを述べておりますほか、限られた財源の中で、これらを実現していくために、各職員が取り組むべき予算編成の考え方について述べております。

その詳細につきましては、次の3ページに予算編成方針のポイントとしてまとめておりますので、そちらで説明をいたします。

3ページ目をお願いいたします。予算編成のポイント、大きく2項目示しております。

まず、左側1項目めですが、本市の重要施策の推進として、3点を示しております。

1点目が、最優先課題である坂本町の創造的復興です。復旧・復興に当たっては、引き続きスピード感を持って推進していくこととしております。

2点目が、第2期基本計画に定めます重点戦略の推進です。令和7年度が計画期間の総仕上げの年であるため、下記に示しております5つの重点戦略に掲げる取組を確実に実行していくこととしております。

3点目が、喫緊の課題への対応です。長引く物価高騰など社会情勢の変化への対応及び新八代駅周辺の開発や、県と一体となって取り組む工業団地整備など、八代の未来を切り拓くための施策への対応を図ることとしております。

次に、2項目めとしましては、右側、持続可能な財政運営に向けた取組として2点を示しております。

1点目が、財政の見通しについてです。まず、市税の動向としまして、一定程度の増加は見込めるものの、大きな税収増を見込むことは難しい状況であること。また、物価高騰等の影響により、歳出の増加が市税の伸びを上回ることが予想されること。さらに、学校トイレ改修や給食センターなどの大型事業の整備により、今後も公債費が増加する見込みであることなど

を示しております。

そのような状況から、2点目、メリハリのある予算化の実現のために必要な事項を示しております。本市の重要施策を全力で推進していくためには、ゼロベースでの事業の見直しが必要不可欠であり、各部課かいにおいて、厳格な優先順位づけによる事業の見直しを実施し、メリハリのある予算化を実現することとしております。

また、昨年度に引き続き、一部の経費について、一般財源ベースのシーリングを設定し、財源の調整を図ることとしております。

なお、シーリング率は、対象となる部分におきまして、令和5年度当初予算における一般財源ベースの97%としており、これは、昨年度のシーリング率である95%に、物価高騰分として2%分を上乗せをして見込んでおります。

以上で、予算編成方針についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○委員長（中村和美君）** 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

**○委員（野崎伸也君）** シーリング率についてなんですけれども、説明で、対象となる部分に対しての97%というような話だったんですけど、対象にならないものって何なんですか。

**○理事兼財政課長（吉永千寿君）** 対象にならないものというのか、ここに書いておりますとおり、義務的経費——人件費、扶助費、公債費は除きます。義務的経費や、あと、数年に1回回ってくる経費で、ぽんと予算が出てくる、そういう経費は除いた部分を対象経費という形にしておりますので、経常的な物件費、補助費等、その辺がシーリングの対象という形でそこを膨らませないように調整をお願いしますという形にしております。

以上です。

**○委員長（中村和美君）** いいですか。ほかはありませんか。

**○委員（高山正夫君）** これはちょっと要望も入るんでしょうけど、このポイントの中ですね、財政の見直しで、第1番目の文言ですね、一定程度の増加を見込めるものの大きな税収増を見込むことは難しい状況であるというのが書いてありますが、これはもうずっとだと思えます、この文言はですね。やっと、何ですか——税収を生むような工業団地の話もあったりしていますので、その辺りの予算についてはですね、あんまり出し渋りせずにですね、柔軟に対応していただいて、大きな税収をですね、伸びを期待したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**○委員長（中村和美君）** いいですか。意見で。

**○委員（高山正夫君）** はい。意見になります。

**○委員（野崎伸也君）** すいません、喫緊の課題の対応ということで、物価高騰など社会情勢の変化への対応というのがあるんですけども、考えられるものとして何がありますか。

**○理事兼財政課長（吉永千寿君）** 物価高騰等でいろんな経費が上がってきておるのは全般的な話になります。当然、人件費も、最賃アップとかあっていますので、人件費も若干上がってきますが、いろんな指定管理についてもしかりですが、委託料系もやっぱり上がってきているというのが全体的にあります。

ただ、大きく物価高騰対策、経済対策とかいう部分については、今、国のほうで補正予算の新たな経済対策の議論がっております。そちらの財源も活用しながらですね、当初予算と毎年3月補正あたりとリンクしてですね、調整する部分もありますので、物価高騰に係る経済対策でやってきているメニューあたりを取り入れながらやっていきたいということで、今この事業をやりますというのはちょっとまだ、査定の中で進めていくということになります。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で令和7年度当初予算編成方針についてを終了します。

執行部入れ替わりのため小会します。

（午前11時40分 小会）

---

（午前11時41分 本会）

・行財政の運営に関する諸問題の調査

（第2次八代市協働のまちづくり推進計画（案）について）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、第2次八代市協働のまちづくり推進計画（案）について説明願います。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（長船征洋君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民活動政策課の長船でございます。

第2次八代市協働のまちづくり推進計画の策定についての御説明をいたします。説明につきましては、失礼ですが、着座にて行います。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（長船征洋君） 本日の資料は、第2次八代市協働のまちづくり推進計画案と新旧対照表でございます。

まずは、計画策定に至るこれまでの経緯でございますが、本市においては、市民、地域協議会、事業者、市民活動団体等と協力して、地域課題の解決に取り組む協働の推進をまちづくりの方針と位置づけ、令和元年8月に八代市協働のまちづくり推進条例を施行いたしました。

令和3年3月に、条例の理念、また、条例に示された仕組みの具現化、実効性を確保することを目的とした八代市協働のまちづくり推進計画を策定いたしました。

策定後は、条例及び計画に基づいて、人材の

育成や組織体制の強化、運営支援など、協働のまちづくりを推進してきましたが、令和6年度で5年間の期間満了となります。

計画期間満了後も、引き続き、協働のまちづくりを推進して、条例に示された仕組みを具現化の上、実効性を確保する必要があることから、このたび、第2次計画の策定に取り組むことといたしました。第2次の期間は、令和7年度から令和11年度まででございます。

第2次の計画策定に当たりましては、八代市協働のまちづくり推進委員会を9月4日に開催し、計画の推進体制や進捗状況の維持に併せ、継続した事業等の実施及び検証を行うため、現行計画の継続を第2次計画の基本的策定方針とすることが決定されました。

また、変更、修正等においては、現行計画を精査の上、第1次策定当時と現状との整合等を図る範囲の内容とすることとし、必要最小限の修正を施した計画とすることが適当であるとの意見が申し添えられました。

なお、協働のまちづくりの推進においては、市の各担当課もそれぞれの推進項目の主体等となり、取り組んでいく必要があることから、委員会終了後から、関係各課はもとより全職員に対しても、第2次計画の策定に関する意見を求めたところでございます。

それらの意見を現行計画に反映させ作成した、第2次八代市協働のまちづくり推進計画案について、先月の11月1日に開催された委員会にて全ての委員から承認を得て策定に至っております。

それでは、第2次推進計画案の概要でございますが、基本的には、八代市協働のまちづくり推進条例に基づき、現行の計画を引き継ぐ形となっております。

3つの視点であります、社会計画、目的・目標明確化、マネジメントと計画の柱であります、情報の発信、人材の発掘・育成、地域自治

の活性化、拠点施設の活用・整備の4本の柱として設定し、重点的に推進してまいります。

今回の変更点は、計画案本文に朱書きし、詳細については、別紙、新旧対照表でお示ししております。主なものとしては、文言や年度、数値の修正や追記、表紙から全体を通して、分かりやすく、見やすく、親しみやすくするため、イラストではなく、実際に活動を行っている写真を多く掲載しております。

写真につきましては、協働のまちづくりの推進において、中核を担われている市内21地域協議会全ての活動内容を紹介するため、各地域協議会から御提供いただき、活動の様子として掲載しております。

次に、文面等の変更でございますが、1ページ上段、はじめにの文面内容を、条例の制定から現行計画及び第2次計画の策定までの流れを説明する文面に変更しております。

10ページのこれまでの取組では、現行計画の中で全市的に取り組んできた内容を追加掲載しております。

21ページからの資料編では、条例の添付をはじめ、次期計画の策定を所掌します協働のまちづくり推進委員会の活動実績、要領、委員名簿を更新しております。

その他、現行計画を精査の上、現状との整合を図る観点から、一部文言の修正などを行っているところであります。

最後に、今後としましては、本計画案は、協働のまちづくりを推進するとともに、住民自治による地域づくりを推進するための計画でありますことから、広く市民の皆様からも御意見をいただき、よりよい推進計画として完成させるため、12月中にパブリックコメントを実施する予定といたしております。

以上、第2次八代市協働のまちづくり推進計画案の説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） 本件について、何か質疑、意見等はありませんか。

○委員（山本敬晃君） すいません、4本の柱の中で、人材の発掘・育成とあるんですけど、これは大きな問題だと思うんですけど、この4本の柱に市として取り組むということですか。市が地域のそういった人材といいますかそういう方を発掘していくってということですか。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（長船征洋君） ただいまの山本委員への答えですが、これは、協働のまちづくりは、地域、市、両方ともです。本編でいきますと16ページに写真でもお示ししておりますけども、地域協議会としては、リーダーを育成するという研修会、市としましては、市の職員、これは毎年やっておりますけども、全職員を対象に研修を行っておりますので、市と地域協議会と両方ともで育成するということでございます。

以上です。

○委員（山本敬晃君） 今、育成ということだったんですけど、発掘の件で、結構、今、民生委員の方とか市政協力員の方とか、やってくれる方が見つからないというようなお話もよく聞くので、その点に関して、例えば、市から何か、こういう方がいますとかっていう、そういう紹介とかって、そういうことをするということですかね。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（長船征洋君） 発掘に関しましては、この研修の中で、どうやったらそういう人材が出てくるかとか、担い手とかですね、こういうのを研修の中で盛り込んでありますので、地域は地域で発掘をする、市は市で職員に研修をすることで地域に関わっていこうという意識を持せると。地域は地域でいろんな行事ごとがありますので、そのときに声かけをして、誘い合っ

て集まっていただく。その中から発掘していくということであります。

以上です。

○委員（山本敬晃君） その地域の方はですね、日頃より知っている方からですね、あなた、してもらえないかという形でされていると思うんです。さっき、市の中で言えば、職員の方へってことは、その市の職員の方に対して、そういう地域の役割を市として担ってくれて欲しいというのか、そういうことを促していくということでもいいんですか。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（長船征洋君） 市としてといいますか、もうあくまでもこれは、地域の活動といいますのは自らが入っていくものですから、市としてといいますよりも、自分が住んでいる地域で地域の行事に関わっていくっていう、その意識をまずもって変えていくということでございます。市としてどうこうではないんです。それぞれ職員が意識を持っていくということで。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（山本敬晃君） 市として、市の職員の皆さんに対しては、強制っていったらあれですけど、何かそういったことをせずに、あくまで促す程度という形……。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（長船征洋君） そうです。はい。今、委員がおっしゃるとおり、もう本当、意識を持って、自ら関わっていかないとなかなか長続きもしないというのがありますので、そういうことで研修をしております。

以上です。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（太田広則君） 28ページに八代市協働のまちづくり推進委員会の委員の方の名簿がございますが、一番下に公募委員という方で2名名前が載っておりますが、応募はもともと何名あったのかということ、あと、この2名の方

が、概略でいいんですが、こういった経験のある方なのかと、ちょっと気になったので教えてください。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（長船征洋君） 応募は4名ありました。そもそも募集は若干名ということで、ちょっと4名全ては、ちょっと枠が厳しかったものですから、この今2名になりまして、大体今回女性とか若い方、こういった意見を今回取り込もうということとして、それで、このお2人に決定しているところでございます。

○委員（太田広則君） 面接か何かされたんですか。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（長船征洋君） 面接は行っておりません。

○委員（太田広則君） 書類だけで。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（長船征洋君） はい。書類だけでございます。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（山本敬晃君） その協働のまちづくりを進める背景として、2番目に厳しい地方行財政ということで、行政だけが公共サービスを担っていくのは限界があるということですけど、それはつまり、今まで行政が担っていた公共サービスを、その分、予算削ってといいますか、その分を地域の方々に、各地域でやっていくということでよろしいんですか。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（長船征洋君） 今までやってきたことを減らしてということではなくて、市としては、できる限り予算の確保をして、今までの継続した支援ができるようにということでやっております。

ただ、地域、地元からすれば、もっと増額してほしいとかですね、意見はありますけども、そこはお互い、ちょっとやりくりじゃありません

んけども、できることをやって、ちょっと余分なことは減らしてとかですね、そういうお互い考え合っていきましょうという意味の、100%市のほうからのでやってくださいというのはありませんということでございます。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（山本敬晃君） 余分なことっていいですか、まちづくりやっていこうという中で、新しい取組をされたいという、やっぱり出てくると思うんですね。その中で、やっぱりどうしてもお金というのはですね、必要になってくるわけであって、それは市からのやっぱり支援というのはあるんですよね。そういうのはどういった、何かあるのか。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（長船征洋君） すいません、余分なといえますか、今まで、もうちょっとこう、配分ですね。配分を考えるということでもっとすいません、余分と言いましたけども。あと市の支援としましては、地域協議会への補助金と、あとその独自でされる未来づくりということでもありますけども、そこは、今、継続して、引き続き支援を行っております。減らしておりますので。そこはそこで、地域のほうでいろんな独自の今活動もどんどんされておられます。ちょっとコロナでですね、なかなかできなかった分もあるんですけど、また今再開されてですね、各自いろいろオリジナルの活動もされておりますので、それはもう引き続き支援で行っております。

以上です。

○委員（山本敬晃君） そういう形でいろんな市からの支援というか補助金だったりされているということですけど、今朝ですね、新聞のほうで、熊日新聞で、自治会の補助金の使途明確化ということで、熊本市が何かですね、事業の経費の規定の見直しとかされてますけど、そういった何か、もちろんある程度ですね、柔軟性

があったほうが私はいいと思っているんですけど、そういった出す補助金に対してのルールというのは、やっぱりもう市としては結構明確に決められてはいるんですか。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（長船征洋君） 今、本市で行っております補助金は、この活動は行ってくださいというのと、あとは、いわゆるあんまり会食で、食糧費だけじゃないですよと、そういうのには使わないよう、対象経費、対象外経費というのはお示ししてから活用されております。

以上です。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（太田広則君） 意見ですけども、先ほどの公募委員ですね。書類審査だけでなく最低限の面接をされてですね、決められたほうがいいかなというふうに思いました。

○委員長（中村和美君） よろしいですね。

○委員（山本敬晃君） ちょっと今、もう1個ちょっと質問があって、地域自治の活性化の中で、自主財源の確保というところがあるんですけど、この自主財源を確保する仕組みを構築しているというのは、何かどういったことを何か考えられるんですかね。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（長船征洋君） これはもう各地域でいろいろ、特産物とかですね、取れるものとか作れるものを自分たちで生み出されて、それを販売されたりとかして、いわゆる、本当、自分たちで財源を持っておられるということで、それぞれの地域で特産のを使っていらっしゃるところでございます。

○委員（山本敬晃君） それも地域協議会でのそういう物品販売っていう形……。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（長船征洋君） そうでございます。（委員山本敬晃君「分かりました」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

ほかはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) なければ、以上で、第2次八代市協働のまちづくり推進計画(案)についてを終了します。

執行部入れ替わりのため小会します。

(午前11時57分 小会)

---

(午前11時58分 本会)

・行財政の運営に関する諸問題の調査

(八代市市民課窓口業務の民間委託について)

○委員長(中村和美君) 本会に戻します。

次に、八代市市民課窓口業務の民間委託について、説明願います。

○市民課長(相澤 誠君) こんにちは。  
(「こんにちは」と呼ぶ者あり) 市民課の相澤でございます。八代市市民課窓口業務委託業務の民間委託について、失礼しまして、着座にて御説明をいたします。

○委員長(中村和美君) どうぞ。

○市民課長(相澤 誠君) 資料のほうにつきましては、さきに配付させていただきましたものについて御説明させていただきます。右肩に令和6年12月12日総務委員会所管事務調査関係資料・市民環境部市民課と記載してあるものとなります。さきの3月定例会の本委員会で、当初予算を認定いただいたときの説明と重複することになりますけれども、了承ください。

それでは、八代市市民課窓口業務の民間委託についてでございます。

それでは、初めに、1、背景及び目的でございます。平成30年4月に策定いたしました第三次八代市行財政改革大綱におきましては、効率的かつ効果的な行政事務の執行や行政資源の重点的な配分を図るため、積極的に民間のノウハウの導入を進めることとし、いわゆる業務のアウトソーシングを推進することが主な取組項

目となっております。そのようなことから、今回、市民課窓口業務の一部を民間事業者に委託することにより、民間事業者の専門的知識と創意工夫を最大限に活用し、市民サービスの充実と効率的な業務運営の実現を図っていききたいと考えております。

次に、受託事業者でございますが、キャリアリンク株式会社でございます。本社は東京都でございます。総合人材サービスの事業を行っており、本社と支店等の拠点が全国に29拠点、各拠点を統括するBPOセンターが7拠点あります。同会社の類似業務の実績といたしましては、下のほうに記載しておりますが、九州では福岡県の大牟田市、熊本市がございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

今回、業者の選定につきましては、公募型のプロポーザル方式を採用し、選定委員会で審査を行い、4者の応募があった中から選定しております。

委託期間は令和7年1月1日から3年間となります。最初の窓口開始は年明けの1月6日ということになります。

契約額につきましては、3年間の総額で2億4417万1400円となります。

次に、委託業務の主な内容ですが、下にポツで表示しております業務となりますが、最終的な審査や決定は市民課の職員が行います。下の米印のところに記載しておりますが、受付方法や手数料はこれまでとは変わりありません。また、市民課の業務としまして、戸籍届とマイナンバーカードに関する業務がありますが、これにつきましては、今回、窓口委託は行わず、これまでどおり市民課職員で行います。なお、受託事業者は統一した名札と制服を着用し、市職員と明確に区別をいたします。

次に、今回の委託による新たな取組といたしまして、下にイラストで記載しておりますが、1つ目に、キオスク端末を本庁1階の証明

書発行窓口に設置します。こちらは、受託者の独自提案により設置するものです。市内のコンビニに設置してあるものと同じものとなり、マイナンバーカードを利用して各種証明書をコンビニと同じように取得できることから、まずは、市役所で操作に慣れていただき、次回からは市役所に来られることなく、御自宅の近くのコンビニ等で安く便利に利用してもらうことを目的として設置するものでございます。また、証明書発行窓口で順番を待たれる必要もなくなりますので、窓口の混雑緩和、待ち時間短縮など、市民サービスの向上に寄与するものと考えております。

2つ目に、QR事前申請システムの導入でございます。こちらも受託者の独自提案で導入するものですが、来庁前にスマートフォンやパソコンで入力した申請内容をQRコード化しまして、窓口のシステムにそのQRをかざしていただくことで申請書を印刷できるシステムを導入するもので、いわゆる、書かない窓口として手続がスムーズに進むことに寄与するものでございます。

次に、3ページをお願いします。

3つ目としまして、デジタルサイネージの設置です。こちらも受託者の独自提案ですが、本庁舎1階の北側と南側の玄関付近に1台ずつ計2台設置するもので、分かりやすい窓口案内に寄与するものでございます。

最後に4つ目のフロアマネジャーの配置ですが、こちらは委託業務として新たに取り組むものですが、本庁舎1階の証明発行窓口前と市民課窓口前にお1人ずつ、合計2名で来庁者の要件に応じた手続案内や記載の補助を行うもので、市民に寄り添った正確、丁寧な案内、窓口状況の適切な把握や動線の円滑化に寄与するものと考えております。

最後に、今回窓口業務を委託することにより期待される効果ですが、まず1つ目に、市民サ

ービスの充実といたしまして、受託事業者は多様な雇用形態により従業者数を変動できるため、繁忙期等に応じて柔軟に人員を配置することができ、来庁者の待ち時間短縮につながるものと考えております。また、フロアマネジャーの配置により、来庁者に対する丁寧な対応が可能となります。そして、先ほど受託者からの独自提案を御説明しましたが、ICTなどを活用した新たな取組の導入などの業務改善も図れるということになります。

2つ目の効率的な業務運営といたしましては、今回窓口を民間に委託することによりまして、市職員が実施すべき業務に専念できる環境が整備され、開庁時間内における職員の業務効率の向上が図れ、ひいては、ワーク・ライフ・バランスにも寄与することができるというふうに考えております。さらには、今回の委託により生み出した人員をですね、本市の新たな喫緊の課題に配置することで、市役所全体として人的資源の効率的な活用を図ることができると考えます。

年明け1月6日の業務開始に向けまして、市民課職員と受託者で連携しながら、委託業務の把握や業務手順等のマニュアル作成、提案事業に係るシステム整備に係る協議などを進めてまいりました。今後も、より高い市民サービスを提供できるよう、また、スムーズな委託業務を開始できるよう、引き続き準備を進めてまいりたいと考えております。

以上、長くなりましたが、八代市市民課窓口業務の民間委託についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） 何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（野崎伸也君） この委託することによって何名の方がここからいなくなるんですか。

○市民課長（相澤 誠君） 今現在16名、会計年度任用職員がいらっしゃいますけれども、

その方全員が一応この会社のほうに転籍をされるということでお話を伺っております。いろいろ要望を聞いていただけたのかなと思っております。

追加ですね、会社のほうから8名ほど新規で職員を採用されますので、24名と、業務責任者が1人、会社のほうから来られますので、合わせて25名でこの業務を行っていただくということになります。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。以前、たしか説明いただいたかなというふうに思うのが、ちょっと具現化されたのかなというふうに思うんですけども、費用対効果というのがちょっといまいち分かりにくいなと思うんですよ。例えば、民間で言えばですよ、リストラなんですよ、ある意味。リストラとなると、人件費というのがやっぱり丸々なくなっていくということで、業績につながっていくということになるんですけども、こちらはプラスでお金を払うというような話なんですよ。費用対効果というのはいまいちよく分からないんですけども……。

○市民課長（相澤 誠君） 費用対効果というか、削減効果ということでですね、委託料を生み出すためにも、まず、職員が今まで窓口に従事していた分をですね、やはりそれは従事しなくていいということになりますものですから、今後3年間ぐらいをかけて、一応、5名程度減らせればなというように考えております。そこら辺の人件費と併せて会計年度任用職員は先ほど申しました16人が全員転籍しますので、その分の給料報酬というか、そちらのほうは必要なくなりますので、プラス時間外手当もやっぱりいろいろ職員が窓口に出ることによって、本来、夕方に時間外で作業をしたりとかいうのもございましたので、そこら辺が解消できるということで、そこら辺の時間外手当の削減、そこ

ら辺を見込んでですね、市民課だけでの経費面での効果なんですが、委託期間の3年間では約1000万の経費削減となる見込みでございます。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。

○委員長（中村和美君） いいですか。

ほかはありませんか。

○委員（百田 隆君） ただいまの説明ですね、メリットは大体分かったんですけど、民間委託ということになると、情報漏えいとかそういうところについてのどんな対策を取っておられるのか。その辺りをお聞かせください。

○市民課長（相澤 誠君） 業者をですね、選定しますときに、参加資格ということで、条件をつけておりまして、プライバシーマークというか、情報セキュリティのマネジメントシステムとかですね、そういった認証を取得していることといったような条件をつけて、プロポーザルに参加できるということに条件をつけておりますので、そういったところをクリアした業者さんに提案をいただいております。さらには、当然ですが、研修も行われますので、随時、個人情報、市民課は特に個人情報を持っておりますので、そこら辺には注意していただくような、こちらからもお願いしながら、業者としても何回も研修を繰り返してされているということになります。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（百田 隆君） はい。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（高山正夫君） 私はですね、要は窓口でしょう。やっぱり市の一番の顔になるわけですよ。だから、もうこういったのに私は費用対効果とかそういうのは全く考えないんですけど、今、百田委員が言われた守秘義務とかですね、それと市民に対する応対、そういったので、市民は窓口に来た場合は市の職員だと思いますので、その辺りがどうかと一番心配すると

ころはそこなんです。市の人材派遣でどれだけのスキルを持ってられるのかですね、そういったところも心配ですし、やはり当面は職員さんのほうで、業務の状況なり、それがどうなのかというのは監視されたほうがいいのかという気はするんですけど、いかがでしょう。

○市民課長（相澤 誠君） ありがとうございます。もうおっしゃったとおりですね、やっぱり市民サービスが低下することがないようですね、より丁寧に接遇面も当然研修もされますし、いろんなところを県内視察もさせていただきまして、やはり対応はよくなったというようなことのほうも聞いておりますので、そこら辺は業者さんと一緒にですね、接遇面は注意しながら行っていきたいというふうに考えております。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（野崎伸也君） 業者選定で4者から応募はあったという話なんですけれども、価格的なところで選ばれたのか、ここが選定されたのかどうかというのは。よそのところと比較してどうだったのかというのは。

○市民課長（相澤 誠君） 価格に対してはですね、予定価格というのは一応掲げておりまして、それ以外の評価、8項目ほど評価をですね、市民課業務にちょっと特化した評価なんですけれども、そこら辺のところを、当然価格も1項目入っておりますが、それが主を占めているかということとそうじゃなくって、順番的には、まずは委託業務に生かすことができる知識とかですね、ノウハウ、実績、そこら辺が一番重視しております。安定した人材確保、そこら辺もしていただかんといけないと。先ほどありました研修体制とか個人情報保護の対策に取組が十分であるとか、あと、独自の創意工夫の提案があるとかといったことを合わせてですね、8項目、委託料もそうなんですけれども、総合的に点数をつけております。今回、キャリアリン

クのほうは、1000点満点のうちの864点と。要するに一番トップだったということになっております。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（谷川 登君） 先ほど、高山委員からですね、窓口は本当に顔になりますので、先ほどお話の中でちょっと聞いておりませんでした。ちょっと聞こえなかったんですが、やはり職員とですね、制服着用を区別して、明確にして、市民サービス——窓口業務を、対応していただければなというふうに思います。市民の方が職員と思われるような状況になりますので、その辺を確実にしていただければなと思います。

以上です。

○委員長（中村和美君） 意見ですか。

○委員（谷川 登君） 意見です。

○委員長（中村和美君） 答弁は。

○委員（谷川 登君） いいです。

○委員長（中村和美君） いいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で八代市市民課窓口業務の民間委託についてを終了します。

小会します。

（午後0時14分 小会）

---

（午後0時15分 本会）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

そのほか、当委員会の所管事務調査について何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で所管事務調査2件についての調査を終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件について

てお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

最後に、本委員会の管外行政視察について協議のため、小会いたします。

(午後0時16分 小会)

---

(午後0時18分 本会)

○委員長(中村和美君) 本会に戻します。

それでは、本委員会の派遣承認要求の件についてお諮りいたします。

本委員会は、令和7年1月7日から9日までの3日間、長野県長野市、栃木県鹿沼市、栃木県宇都宮市へ、行財政の運営に関する諸問題の調査のため、管外行政視察を行うこととし、議長宛て派遣承認要求の手続きを取らせていただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって総務委員会を散会いたします。

(午後0時19分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和6年12月12日

総務委員会

委員長